

## 公 示 送 達 書

長崎市告示第470号

令和8年6月5日付けの次の者に係る書類(通知書)は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長(財務部特別滞納整理室)が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 29 日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住 ( 居 ) 所	氏 名
1	配当計算書(謄本) 長特滞第460号	愛媛県大洲市東大洲224-1 レオパレスM棟213	松尾 正明
2			
3			
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。